

第1回～第10回会議での議論のポイント（市民ワーキンググループ会議）

【第1回会議：平成22年8月2日（月）】

- ・嶋田先生による「自治基本条例とは何か」についての講義。
- ・自治基本条例のような、あるいはまちづくり分野においては、構築してきた信頼関係が人事異動によってなくなってしまう。人事ローテーション全体を変えることはできないだろうが、このような分野については考慮する必要があるのではないか。

【第2回会議：平成22年9月30日（月）】

- ・今の自治体の問題は、単に市民と行政の問題ではなく、コミュニティ再構築にも重なるが、市民と市民の関係性も問題がある。
- ・予算がないということで、本来行政がやるべきものが、住民に押し付けられているようなものを見直す仕組みが必要。
- ・地区行事の参加は、今は若い年代、子どもも忙しい状況。年を取っても暇にならず、地区ごとにどう調整するかが課題。
- ・自治会長は配布物が多く大変なエネルギーがかかる。
- ・職員の地区行事参加についての義務化は難しいが、地域を割り振りし、現場を回って情報収集するような地域担当制を採るのも一つの手。
- ・市民からの相談時、横のつながりの可能性を考えず、接した部署だけで「できる」「できない」を判断してしまっている。
- ・市民からの相談時に「できない」から入るのではなく、「どうすればできるか」をまず考えるようにできないか。

【第3回会議：平成22年11月11日（木）】

- ・行政の問題を「制度の問題」として考えずに「姿勢の問題」で考えてしまうと、「こうした方がよい」といった「あるべき姿論」になってしまう。結局、仕組み・制度を作らなければ、現実は何も変わらない。
- ・重要ではないことに市議会議員が介入しなくてすむ仕組みづくり。例えば、小学校区単位で「地域のことは地域で決めていくような仕組み」をつくる。
- ・高齢化しているからこそ、地域で頑張っていくような話し合いの場を作るのは重要。
- ・温泉などに福岡県からも人が来ることを考えると、「都市間交流、地域内交流」といった「交流」が条例の中に入るのではないだろうか。
- ・公共交通問題や買い物が困難な所もあるということから、検討が必要ではあるが、「移動の権利」や「買い物の権利」のような内容を入れられるか。
- ・小規模集落をどうしていくかに関連する条文を入れざるを得ない印象を持った。

【第4回会議：平成23年1月12日（水）】

- ・いわゆるモンスターペアレントには行政側はなかなか対抗できないが、住民同士が議論することでクリアしていく。
- ・学校統廃合をきっかけとした町内公民館での学童保育、移動図書館について。そこから始まる学生とお年寄りとの世代間交流や町内公民館を利用した地域の寄合い所について。
- ・学生が将来地元に戻ってきたいと思うポイントは、知っている人が地域にどれだけいるかということ。世代間交流を学校教育の一環としてできれば、教育効果もあるし地域とのつながりも出てくる。
- ・既存の合意形成の仕組みを変えていくのが重要。地区、団体等役員の人達の意向だけで物事を進めるのではなく、幅広い意見を聞くような行政運営のあり方が求められている。
- ・親と学校、親と行政の責任のあり方をどうするか。何でも学校、行政に責任を求めるような構造をどうにかするのは大事。書き方は難しいが、条例に入れられないだろうか。
- ・条例に地域の個性を出すのであれば、「広瀬淡窓」の考えを入れるのもあると思う。

【第5回会議：平成23年2月18日（金）】

- ・地域で本当に困っているのに、声が行政に届かないという問題が実際にある。地域の声を行政が受け止められる仕組みをとっていけば個別ニーズに対して市議会議員が動かなくてもすむ。そうすれば、市議会議員は市全体のことを考えられることにもなる。
- ・住民が望んで地域の利益を優先するから議員がそのように動いてしまう。
- ・住民の地域に対する意識が年々薄れていっているような気がする。自治会での集会参加状況は、総会でさえ役員と班長のみ。
- ・旧日田市の中心部だと自治会費を集めるための常会を開いたとしても、集まらない。仮に開きますと言っても、面倒くさいとなると思う。今の時代生活パターンが家ごとに違うのではない。
- ・全国的に、地域の会合は集まりにくい傾向。「地域の縁側」みたいなものを作って、楽しみながら続くような仕組みをとらないと、会合のために集まるというのは、これからの時代は厳しい。

【第6回会議：平成23年4月6日（水）】

- ・自治基本条例を通じて総合計画の策定の仕方自体をどういうふうに組み替えていくのか。市民の声を生かしていくにはどのようなタイミングで投げかければよいのか。
- ・今後は更に財政的に厳しくなってくるが、そのためには市民の声を反映して市民の声をバックにしながら物事を進めていくような仕組みがないと、行政として動いていかない。
- ・市全般的なこととして、市民への広報広聴については考慮が必要。4～5人参加の説明会を開催して、市民のみなさんから意見を聞いたと言えるのか。ホームページに載せた、広報に載せた、見ないから悪いでは、市民意見の反映には繋がっていない。

- ・市民への周知については発想の転換が必要であり、例えば窓口に来た人に対してお知らせチラシを同封するなど、市民に対する広報の場面と言うのは相当ある。
- ・自治基本条例に限らず、市民に関心を持ってもらいたい場合には、水問題や林業問題など専門的に取り組んでいて素地を持っているような団体から始めるのも取り掛かりとしては一つの手段になる。
- ・現時点で積極的に意見することができる人ではなく、将来自分の意見を言える人を育てておく必要がある。児童生徒できるだけ広範囲に広げることができればいいのではないかな。

【第7回会議：平成23年5月10日（火）】

- ・千葉県流山市の条例制定経過の説明（市民参加の手法として、広く市民の意見を聞き「案」を作る段階から参加し、意見表明に留まることなく市民相互の議論、合意形成までも行うP I（パブリックインボルブメント）について）
- ・市民参加のルールとか情報共有など、一見すると当たり前に思える事柄だが、地方の自己決定・自己責任の時代には条例化することが重要。重要な事柄は市長が代わるたびに変わっては困る。だから、条例にする。
- ・理念的な条例である自治基本条例を具体化させるために、個別の施策、動かす仕掛けを考えていかなければならない。

【第8回会議：平成23年6月15日（水）】

- ・嶋田先生による「あらためて自治基本条例を考える」についての講義。
- ・日田市がつくる自治基本条例は、「市民と行政」「市民と市民」との間の関係構造を再構築するタイプがよいのではないかな。
- ・市民に対して広げていく前に、市役所内部での自治基本条例の共有が必要。
- ・自治基本条例というのは、これまでの自治の形を変えていく道具。行政職員は自治の中で中心的な役割を果たしてきた。だからこそ一番変わらなければならないのは、自治体職員。

【第9回会議：平成23年7月26日（火）】

- ・条例の中に、地域コミュニティの代表として、昔からの考え方のままの自治会を協働パートナーに位置付けても何も変わらないのではないかな。現役の働き盛りの人達や若い世代というのは、自治会活動に専念する余裕がなく、声を上げることも難しい。そこで、条例には、「協働の基本的な事項を自由闊達に話し合うことができるような場としての『市民会議』なり『地域委員会』のようなものを盛り込むのはどうだろうか。

- ・北九州市の自治基本条例の「市民の定義」のなかには、「市内に不動産を所有しているもの」というのがあり、これは「耕作放棄地」の個別施策の足掛かりにするために入れているもの。自治基本条例に盛り込むことによって、個別具体の対策を講じるための担保となる。
- ・食育には地産地消が大事だと思うが、食品安全性の問題等で生野菜が使えないということもある。仮に危険性が低く使っても支障が無い場合でも、行政というのは責任を負いたくないというのがあるので使わない。そこを、何かあった場合には行政に責任を押し付けるのではなく市民側が責任を持つといった合意形成の仕組みを作っていないと、なかなか乗り越えられないもの。

【第10回会議：平成23年9月20日（火）】

- ・条例に限らず、市がいろいろな場面で「市民」といった時の、「市民」という言葉はどこまでを指すのか。例えば、別荘に住んでいる人も含めるのか。
- ・人口が減る、高齢化が進むことなどを考えると、今のように主に自治会だけで地域の事に取り組むのは難しくなるが、それを補完し得る制度として、小学校区単位の各種団体から構成される「自治協議会」について、日田市では一斉導入の必要性はまだ低い。ただし、小学校統廃合で校区という考え方が大きく変わるような地域については、コミュニティの維持のためにも「自治協議会」を手挙げ方式で導入していくこともあってよいのではないか。
- ・本来行政がやる必要がないことまで踏み込んでしまっていることがあるのではないか。そこを一度見直していくような仕掛け、仕組みができればよいと思う。
- ・行政はリスクがあると断ったりするものだが、例えば、NPOなどに補助金を出して行政と市民との間にNPOを入れる。公平性の観点等から行政が動きにくい部分を、NPOが行うことで、やや抜け道的な発想・視点ではあるものの目的達成のためにやっていくための手段としては考えられる。